

# 地研通信

発行人 楠本 孝  
編集人 田添 篤史  
発行所 三重短期大学  
地域問題研究所  
〒514-0112 津市一身田中野157番地  
TEL(059)232-2341 FAX(059)232-9650

題字 岡本祐次元学長

## 市場媒介型集団訴訟における不特定多数加害者の不法行為責任

—建設アスベスト訴訟最高裁判決の紹介を中心に—

照井 遥瑛

### I. はじめに

民法719条1項は、「数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。共同行為者のうちいずれの者がその損害を加えたかを知ることができないときも、同様とする。」と規定する。この条文は、複数主体による不法行為（「共同不法行為」）を規律するものである。その効果として、加害者各自が被害者の全損害について連帯責任を負う旨規定する。同条をめぐっては、これまでの裁判例と学説は、1960年代から70年代にかけて多く発生した公害事件を中心に、被害者保護を強調し、同条の1項前段（狭義の共同不法行為）と後段（加害者不明の共同不法行為）を活用することで、積極的に複数加害者に不法行為責任を課してきた。

### II. 市場媒介型集団訴訟—建設アスベスト訴訟

従来の大規模集団訴訟である公害事件には、複数の企業が排出した有害物質が大気あるいは水と入り混じり、その流れに乗って被害者が居住する地域に到達するという特徴がある。それとは異なり、製薬企業が製造・販売した薬剤の副作用により多くの者に健康被害が生じる薬害事件のように、不法行為が市場を通じてなされるという特徴があるのが市場媒介型集団訴訟である<sup>i</sup>。その中でも特に、建設アスベスト訴訟、すなわち石綿含有建材を使用する建設現場で長期間建設作業に従事し、石綿関連疾患（石綿肺、肺がん、中皮腫等）に罹患した被害者らが原告となり、石綿含有建材を製造・販売した企業を相手取って損害賠償を請求するケースにも共同不法行為規定を適用（又は類推適用）することができるのが近時の新たな問題となっている。建設アスベスト訴訟は、2008年に東京地裁と横浜地裁に提訴されたことを皮切りに現在まで全国各地で提訴されている<sup>ii</sup>。

### III. 建設アスベスト訴訟の特徴

建設アスベスト事件における加害と被害の実態には、主として以下の点で、これまでの大規模集団訴訟（大気汚染訴訟、薬害訴訟、じん肺労災訴訟など）には見られない特異性が存する。

第一に、原告らは、石綿関連疾患に罹患した点においては共通するものの、職種、就労形態、就労期間、作業場所、作業内容、作業環境等が様々に異なる建設作業従事者である。建設作業従事者は、一つの建設作業現場に止まらず、多数の現場を移動しながら作業に従事するのが一般的である。その上、原告らが各現場で直接取り扱う建材の量や種類等もまた異なることから、各原告がどの現場でどれだけの石綿粉じんにどのような形態（自らが直接取り扱った建材から発散した粉じんを吸引する直接曝露か、

あるいは他の作業者が取り扱った建材から発散した粉じんを吸引する間接曝露か)で曝露したのかを証明することは極めて困難である。

第二に、建設アスベスト訴訟において被告とされている多数の企業は、石綿含有建材を製造・販売した点では共通するものの、製造・販売の規模、時期、出荷量、販売経路、地域等及び製造・販売した建材の用途、加工方法、石綿含有量、発じん性等が相当異なる。このことから各原告が、どの企業が製造・販売した石綿含有建材から発散した粉じんに曝露したのかを証明することは極めて困難である。第一の点と合わせて、特定被告の加害行為の特定原告への到達の因果関係が不明である。

第三に、石綿関連疾患のうち、その主なものである石綿肺、肺がん、中皮腫のいずれの疾患も、その特性として、石綿粉じんに曝露したからといって直ちに発症するわけではなく、長期潜在性（石綿肺は15年～20年、肺がんは15年～40年、中皮腫は20年～50年）を有する。そして、これらの疾患は、その発症においてそれぞれ異なる性質がある。例えば中皮腫は、石綿曝露にほぼ特異的な疾患であるが、肺がんについては、石綿曝露が発がんの主要な原因の一つでしかなく、喫煙によっても発症し得る。その他、それらの疾患の発症機序や発症閾値もそれぞれ異なり、石綿の種類（青石綿、茶石綿、白石綿）によってもそれらの疾患を発症させるリスクが異なっている。

このような石綿関連疾患の潜伏期間の長さや、各疾患の特性等は、到達の因果関係の証明をますます困難にし、たとえそれを証明することができたとしても、原因物質が特定の原告の疾患発症にどれだけ寄与したのかを証明することを極めて困難にする。

これまでの大規模集団訴訟には見られないこのような事情のもとで、原告らが被告特定の手掛かりとしたのは、国土交通省及び経済産業省により、過去に製造販売された石綿含有建材の名称、製造者、製造期間等を調査した結果として公表されている「石綿（アスベスト）含有建材データベース」（以下、「国交省データベース」という。）である。原告らは、国交省データベースに登録されている企業らを被告として、あるいは職種ごとに日常的に取り扱った可能性のある建材の種類とその主要な製造・販売企業の範囲で被告を絞り込むなどした上で、企業らの警告義務違反等を理由とする共同不法行為の成立を主張する<sup>iii</sup>。

以下、本稿では、民法719条1項後段の直接適用と類推適用の法解釈について、法律審としての最高裁が初めて判断を下した、建設アスベスト訴訟最高裁判決を取り上げ（IV）、本判決の論理を明らかにする（V）。

#### IV. 建設アスベスト訴訟最高裁判決（最判令和3年5月17日民集75巻5号1359頁）

##### 1. 事案の概要

原告らは、主に神奈川県内において建設作業に従事し、石綿粉じんに曝露したことにより、石綿肺、肺がん、中皮腫等の石綿関連疾患に罹患したと主張する者（建設作業従事者）又はその承継人である（上告審の段階で88名）。

本判決は、原告らが、国と、過去に石綿含有建材を製造・販売したとして国交省データベースに登録されている企業44社に対して慰謝料等総額28億8750万円の損害賠償及び遅延損害金（建設作業従事者一人当たり慰謝料3500万円、弁護士費用350万円の合計3850万円）を請求した事案の上告審判決である。

上告審では、原告らは、国に対して損害賠償を求めるとともに、石綿含有建材のメーカーであるY1～Y6に対して、石綿のがん原性が明らかとなった時点以降も、警告表示を付すことなく石綿含有建材を製造・販売し続けた行為等が共同不法行為（民法719条1項後段）に当たるとして損害賠償を求めている。

第一審（横浜地判平成24年5月25日訴月59巻5号1157頁）は、「石綿含有建材データベースに石綿含有建材のメーカーとして登録されている会社は、被告企業ら以外にも少なくとも40社以上はある上、廃業してしまった会社もあることを考慮すると、被告企業ら以外にも、各原告の石綿関連疾患発症

の原因となった石綿含有建材を製造等した可能性のある者がいるということになり、民法 719 条 1 項後段の「択一的競合関係は、共同行為者とされる者以外に疑いをかけることのできる者はいないという程度までの立証を要するものとすれば、原告ら指摘の事情をもって同項後段の特定として足りるということとはできない」として原告らの請求を棄却した。原告らはこれを不服として控訴した。

控訴において原告らは、直接取り扱い建材のうち、原告ごとに、日常的に取り扱う石綿粉じん曝露の主要な原因となった建材の種類を主要曝露建材として絞り込み、その主要曝露建材を製造・販売した企業のうち市場占有率(マーケットシェア)が概ね 10%以上の企業を民法 719 条 1 項後段の「共同行為者」として特定した上で、これらの企業に対して同条 1 項後段の適用又は類推適用をすべきとの主張(予備的主張 2)に力点を置いた。原審(東京高判平成 29 年 10 月 27 日判タ 1444 号 137 頁)は、原告らの予備的主張 2 を採用し、請求を棄却した第一審判決を一部取り消した上で、一部企業の責任を認めた。すなわち原審は、民法 719 条 1 項後段を適用するには、加害行為に具体的危険性があることを必要とし、その上で、特定の企業が製造・販売したアスベスト含有建材が特定の建設作業従事者の現場に高度の蓋然性をもって到達したと認められた場合には、当該建材からのアスベスト曝露に単独惹起力がない場合でも、一部の被告企業に対して集团的寄与度に基づく連帯責任と民法 709 条に基づく寄与度に応じた分割責任を認めた。これに対して原被告双方が上告した。

## 2. 判旨(一部破棄差戻し、一部破棄自判、一部上告棄却)

### (1) 民法 719 条 1 項後段の直接適用について

民法 719 条 1 項後段は、「複数の者がいずれも被害者の損害をそのみで惹起し得る行為を行い、そのうちのいずれの者の行為によって損害が生じたのかが不明である場合に、被害者の保護を図るため、公益的観点から、因果関係の立証責任を転換して、上記の行為を行った者らが自らの行為と損害との間に因果関係が存在しないことを立証しない限り、上記の者らに連帯して損害の全部について賠償責任を負わせる趣旨の規定であると解される。そして、同項後段は、その文言からすると、被害者によって特定された複数の行為者の中に真に被害者に損害を加えた者が含まれている場合に適用されると解するのが自然である。仮に、上記の複数の行為者のほかに被害者の損害をそのみで惹起し得る行為をした者が存在する場合にまで、同項後段を適用して上記の複数の行為者のみに損害賠償責任を負わせることとすれば、実際には被害者に損害を加えていない者らの上に損害賠償責任を負わせることとなりかねず、相当ではないというべきである。

以上によれば、被害者によって特定された複数の行為者のほかに被害者の損害をそのみで惹起し得る行為をした者が存在しないことは、民法 719 条 1 項後段の適用の要件であると解するのが相当である。」

### (2) 民法 719 条 1 項後段の類推適用について

「Y1 らを含む多数の建材メーカーは、石綿含有建材を製造販売する際に、当該建材が石綿を含有しており、当該建材から生ずる粉じんを吸入すると石綿肺、肺がん、中皮腫等の重篤な石綿関連疾患を発症する危険があること等を当該建材に表示する義務を負っていたにもかかわらず、その義務を履行していなかったものであり、また、中皮腫に罹患した本件被災大工らは、本件ボード三種〔筆者注：石綿含有スレートボード・フレキシブル板、石綿含有スレートボード・平板及び石綿含有けい酸カルシウム板第 1 種〕を直接取り扱い、本件ボード三種のうち Y1 らが製造販売したものが、上記の本件被災大工らが稼働する建設現場に相当回数にわたり到達して用いられていたというのである。上記の本件被災大工らは、建設現場において、複数の建材メーカーが製造販売した石綿含有建材を取り扱うことなどにより、累積的に石綿粉じんにばく露しているが、このことは、これらの建材メーカーにとって想定し得た事態というべきである。

また、上記の本件被災大工らが本件ボード三種を直接取り扱ったことによる石綿粉じんのばく露量は、各自の石綿粉じんのばく露量全体のうち3分の1程度であったが、上記の本件被災大工らの中皮腫の発症について、「Y1 らが個別にどの程度の影響を与えたのかは明らかでない」などの諸事情がある。「そこで、本件においては、被害者保護の見地から、上記の同項後段が適用される場合との均衡を図って、同項後段の類推適用により、因果関係の立証責任が転換されると解するのが相当である。もっとも、本件においては、本件被災大工らが本件ボード三種を直接取り扱ったことによる石綿粉じんのばく露量は、各自の石綿粉じんのばく露量全体の一部にとどまるという事情があるから、Y1 らは、こうした事情等を考慮して定まるその行為の損害の発生に対する寄与度に応じた範囲で損害賠償責任を負うというべきである。」

## V. 本判決の論理<sup>iv</sup>

まず本判決は、民法719条1項後段の趣旨について、加害者不明（択一的競合）のケースの場合に被害者保護という公益的観点から因果関係の立証責任を転換して、加害者側の反証なき限り、加害者らに損害全部について連帯責任を負わせる規定であるという解釈を示した。そして、1項後段は加害者不明のケースを念頭に置いているという立法趣旨から<sup>v</sup>、その適用には、被害者が特定した複数の行為者の中に真に損害を発生させた者が含まれていることが必要であるという要件（他原因者不不存在性）を明示した。1項後段の要件として他原因者不不存在性が必要である理由は、1項後段の効果が全部連帯責任であるため、真の加害者を取り逃して無辜の者らのみにも損害賠償責任を課すという不公平な事態を回避するためであるとする<sup>vi</sup>。1項後段の立法趣旨に沿った通説的解釈を法律審としての最高裁が明示的に踏襲している。

次いで本判決は、損害を発生させる危険性を帯びている複数の加害行為が競合して損害を引き起こしたが、各加害行為の損害発生への寄与度が不明である本事案において、「複数の行為者」との個別的因果関係の推定を1項後段の類推適用によって導出している。類推適用の際に、被告として選定された建材メーカーらの製造・販売した建材が必ずしも個々の原告らの建設作業現場に到達しているわけではないという問題（加害行為の危険性）に対しては、マーケットシェアに基づく確率計算を用いた到達事実の推認（原告らがそれぞれ従事した複数の現場のいずれかに石綿含有建材が相当回数到達した可能性が非常に高いこと）をもって対応している。この立証方法の合理性は、本判決と同日付けで判断が下された東京1陣訴訟上告審判決（最判令和3年5月17日民集75巻6号2303頁）において認められている。

本判決は、上記立法手法によって一部の原被告間に建材（「本件ボード三種」）の「相当回数の到達」を認めたことを前提にして、719条1項後段の類推適用をすることができる考慮事情を挙げている。それらは、判決文から整理すると、①被告らは、石綿含有建材を製造販売する際に、当該建材が石綿を含有しており、当該建材から生ずる粉じんを吸入すると石綿関連疾患を発症する危険があること等を当該建材に表示する義務を負っていたにもかかわらず、その義務を履行していなかったこと、②石綿関連疾患に罹患した原告らは、本件ボード三種を直接取り扱っており、本件ボード三種のうち被告らが製造販売したものが、原告らが稼働する建設現場に相当回数にわたり到達して用いられていたこと、③原告らは、建設現場において、複数の建材メーカーが製造販売した石綿含有建材を取り扱うことなどにより、累積的に石綿粉じんにばく露しており、このことはこれらの建材メーカーにとって想定し得た事態であったこと、④原告らが本件ボード三種を直接取り扱ったことによる石綿粉じんのばく露量は、各自の石綿粉じんのばく露量全体のうち3分の1程度であったが、原告らの石綿関連疾患の発症について、被告らが個別にどの程度の影響を与えたのかは明らかでないこと、等である。

これらの事情等を踏まえて本判決は、「被害者保護の見地から、〔719条1項後段〕が適用される場合との均衡を図って、同項後段の類推適用により、因果関係の立証責任が転換される」と解して、被告らに集团的寄与度（原告らの損害の3分の1）に応じた連帯責任を課している。

この点について、原審である東京高裁は、マーケットシェアを用いた到達の高度の蓋然性の立証が奏功した場合に、中皮腫以外、特に石綿肺と肺がんを発症した被害者との関係について、被告として特定された複数の企業がそれぞれ製造・販売した主要曝露建材からの石綿粉じんの累積曝露量がヘルシンキ・クライテリアが定める基準以上であれば<sup>vii</sup>、各加害行為に損害発生の特異性があるとして1項後段を適用することができ、各企業は被害者の全損害について連帯責任を負うが、累積曝露量が上記基準に満たない場合は、上記単独惹起力を有しないとして、各企業は、民法709条に基づいて、各社の損害発生に対する寄与度に応じた分割責任を負うと判断していた（1項後段の類推適用については、加害企業全てを特定しない限りできないとする）。

原審の理論構成は、石綿関連疾患の各特性を踏まえて、単独惹起力の有無の基準が存在するパターン（石綿肺、肺がん）と存在しないパターン（中皮腫）に分けた上で、前者につき、単独惹起力の有無に応じて適用条文を別々に考えるというものであるが、単独惹起力が有る場合（1項後段が適用される場面）には他原因者不存性の要件を不要するのに対して、単独惹起力が無い場合には他原因者不存性の要件を必要とする判断枠組みは、1項後段の本来の趣旨から乖離しているように思われる。また、寄与度に応じた分割責任の理論的裏付けとして民法709条を根拠としたことについては、建材に含まれる石綿は種類毎に毒性が異なり、さらに、石綿肺と肺がんの発症機序・発症閾値・他原因との相互作用の程度も同質ではなく、いずれも医学的・疫学的知見に乏しい現状にある中で、個別的因果関係の立証困難を緩和する規定である1項後段から一般原則である709条に立ち返って各加害行為と各損害との事実的因果関係が高度の蓋然性をもって証明されたと認定することができる根拠が判然としていなかった<sup>viii</sup>。

本判決は、このような原審の理論構成を否定して、上記①から④の事情の下では「被害者保護の見地」と「1項後段が適用される場合との均衡」を理由として、寄与度不明のケースに1項後段を類推適用することができるとした。同項後段の類推適用によって被告らが原告らの損害に対して負う連帯責任の範囲は、原告らが本件ボード三種を直接取り扱ったことによる石綿粉じんの曝露量の割合が全体の3分の1程度であったという事情等から、被告らが各原告の石綿関連疾患発症にどの程度影響を与えたのか不明であるとしても、原告らの損害の3分の1を下回る可能性を理由とする減責を認めるべきではないという法的評価に基づいて画定されている<sup>ix</sup>。また、本判決は同項後段の類推適用に他原因者不存性が必要か否かについて明示していないものの、中野調査官解説によれば、上記④の事情から他原因者不存性が認められない状況において、同項後段の類推適用について他原因者不存性は要件ではないという考え方を採っていると解することも、他原因者不存性が被告らの集団的寄与度の範囲で要件となっているという考え方を採っていると解することもできるとする<sup>x</sup>。もっとも、従来の公害の下級審裁判例（特に大気汚染訴訟）において1項後段を類推適用する要件とされている加害者間の関連共同性について本判決は言及しておらず、類推適用に関する一般論を展開するには至っていない点に留意すべきである。

## VI. むすびに

本判決は、民法719条1項後段は加害者不明（択一的競合）の場合に適用される因果関係推定の規定であり、その直接適用の要件として、被害者らは「特定された複数の行為者」以外に損害を単独で引き起こし得る行為をした者が存在しないことを証明しなければならないことを明確にした。直接適用の要件として他原因者不存性が必要である理由は、その効果が因果関係の立証責任転換に伴う全部連帯責任であることから、真の加害者を取り逃して無辜の者らのみならず損害賠償責任を課すという不公平な事態を回避するためであり、立法趣旨に沿った通説的解釈を法律審としての最高裁が明示的に踏襲したことで、他原因者不存性の要件と、因果関係の立証責任転換及び全部連帯責任という効果の部分は判例としての価値を有すると思われる。

その上で、本判決は、損害を発生させる危険性を帯びている、複数の加害行為が競合して損害を引き起こしたが、各加害行為の損害発生への寄与度も到達の因果関係も不明である場合（寄与度不明のケース）には、認定された事情の下で、「被害者保護の見地から、〔1 項〕後段が適用される場合との均衡を図って」、民法 719 条 1 項後段を類推適用して「特定された複数の行為者」との個別的因果関係を推定できるとした。その効果は、因果関係の立証責任の転換と集団的寄与度に基づく連帯責任である。事例判断であるとされているものの、判決文から看取できる限り、同項後段の類推適用が認められる事情は、建設アスベスト以前の公害の下級審裁判例（特に大気汚染訴訟）における類推適用の要件を一定程度尊重した形を採っていると言える。

しかしながら、本判決における 1 項後段の類推適用については、判例としての拘束力を有する範囲が不明瞭な点が少なくなく、今後起こり得る大規模被害事案への応用に対して理論的検討の余地を大いに残す形となっている。建設作業従事者の石綿健康被害の司法的救済という結論それ自体は首肯できるが、本判決の論理が共同不法行為論、競合的不法行為論延いては因果関係論の中でどのような位置付けを占めているのかを見定めるには、「寄与度」、「惹起力」、「累積的競合」といった頻出概念の理解如何に大きく依存するのではないかという問題認識をより先鋭化することが肝要である。公害・環境訴訟における複数加害者に対する損害賠償責任追及のための理論構成の展開は、民法 719 条 1 項の解釈如何という認識と共にあると言っても過言ではないのであるから、今後は、こうした問題認識の下に、共同不法行為を論じていかなければならないであろう。

- 
- i 「流通集積型」と称されることもある。松本克美「建設作業従事者のアスベスト被害とアスベスト建材メーカーの「流通集積型」共同不法行為」立命館大学・別冊政策科学「アスベスト問題特集号」（2012 年）70 頁、吉村良一「「市場媒介型」被害における共同不法行為論—建設アスベスト事件の検討—」立命館法学第 344 号（2012 年）215 頁。
  - ii 建設アスベスト訴訟の進行状況及び最高裁判決後の新たな訴訟提起については、建設アスベスト訴訟全国弁護団の HP を参照<<https://kenasu.jp/>>（2023 年 2 月 10 日確認）。
  - iii 炭鉱の粉じん作業に従事してじん肺に罹患したケースとは異なり、被告企業と被害者間には使用従属関係が認定し難いため、使用者の安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求をすることはできない。
  - iv 本判決における建材メーカーの責任に関する評釈として、中野琢郎「調査官解説」曹時 74 巻 4 号（2022 年）75 頁以下、山城一真「いわゆる累積的競合事例における因果関係の推定」法学教室 492 号（2021 年）129 頁以下、大塚直「判解」論究ジュリスト 37 号（2021 年）182 頁以下、同「判例研究」環境法研究 14 号（2022 年）129 頁以下、瀬川信久「判例研究」現代消費者法 53 号（2021 年）72 頁以下、林誠司「判解」令和 3 年度重要判例解説（2022 年）72-73 頁、山岡航「判例研究」法学セミナー 808 号（2022 年）132-133 頁などがある。
  - v 法務大臣官房司法法制調査部監修『法典調査会 民法議事速記録 5』（商事法務研究会、1984 年）393-394 頁〔穂積陳重発言〕、梅謙次郎『民法要義卷之三債権編』（和仏法律学校・明法堂、1897 年）894 頁。
  - vi この法解釈は学説において通説的立場に位置付けられている。加藤一郎『不法行為』（有斐閣、増補版、1974 年）211 頁、四宮和夫『不法行為』（青林書院、1985 年）793-794 頁、幾代通『民法研究ノート』（有斐閣、1986 年）230-231 頁、前田陽一『不法行為法』（弘文堂、第 3 版、2017 年）145-146 頁、橋本佳幸=大久保邦彦=小池泰『民法 V 事務管理・不当利得・不法行為』（有斐閣、第 2 版、2020 年）293-294 頁〔大久保邦彦〕、吉村良一『不法行為法』（有斐閣、第 6 版、2022 年）272-274 頁など。
  - vii 累積曝露量が「25 本／立法センチメートル×年」に達すると肺がん発症の相対危険度が 2 倍に増大するという診断基準のことである。この基準は、例えば、1 立方センチメートルあたり石綿 1 本の濃度環境下で 25 年間働いた場合の曝露量に相当する。

viii 大塚直「建設アスベスト訴訟における加害行為の競合」野村豊弘先生古稀記念『民法の未来』（商事法務、2014年）206頁。なお、瀬川信久教授は、加害の可能性のある者が複数いる場合の証明責任軽減の根拠を709条と考える限りにおいて原審の論理が成り立つとしつつ、本判決はその可能性を明確に否定したと評価する。瀬川・前掲注(iv)79頁

ix 中野調査官解説は、本件ボード三種を製造販売していた建材メーカーは被告ら以外にも存在するから、被告らが製造販売した本件ボード三種を直接取り扱ったことによる石綿粉じんの曝露量は3分の1より少ない可能性がある」と指摘している。中野・前掲注(iv)163頁。

x 中野・前掲注(iv)159頁,180頁注56。

## 【受入図書一覧】

本研究所で2021年2月以降に受け入れた図書は次の通りです。

登録No.	書名	ISBN/ISSN
7007801	官僚制のユートピア	9784753103430
7007802	サピエンス全史 上	9784309226712
7007803	サピエンス全史 下	9784309226729
7007804	呉兢『貞観政要』	9784142231072
7007805	西遊記：出口治明特別授業	9784144072314
7007806	『サピエンス全史』をどう読むか	9784309227177
7007807	感染症を学校でどう教えるか	9784750351346
7007808	ブルシット・ジョブ	9784000614139
7007809	哲学と宗教全史	9784478101872
7007810	世界を変えた50人の女性科学者たち	9784422400389
7007811	世界は女性が変わってきた	9784487813544
7007812	CDCのフィールド疫学マニュアル	9784815730086
7007813	漫画サピエンス全史	9784309293011
7007814	世界のすごい女子伝記	9784065209059
7007815	明治維新とは何だったのか	9784396616489
7007816	「教える」ということ	9784041087169
7007817	働く君に伝えたい「お金」の教養	9784591147948
7007818	仕事の超基本50	9784023317642
7007819	日本の未来を考えよう	9784844374251
7007820	「都市」の世界史	9784569835624

7007821	小田嶋隆のコラムの切り口	9784909394323
7007822	日本語を、取り戻す。	9784750516608
7007823	前-哲学的	9784794224781
7007824	コモンの再生	9784163912929
7007825	喪失の戦後史	9784492062012
7007826	新型コロナウイルスとの戦い方はサッカーが教えてくれる	9784767827711
7007827	世界と科学を変えた52人の女性たち	9784791771097
7007828	早く正しく決める技術	9784534051837
7007829	マンガでわかる!お金の基本	9784800259882
7007830	本の『使い方』	9784046043795
7007831	直球勝負の会社	9784478008874
7007832	「思考軸」をつくれ	9784862760838
7007833	知的生産術	9784534056689
7007834	仕事に効く教養としての「世界史」	9784396614836
7007835	仕事に効く教養としての「世界史」Ⅱ	9784396615772
7007836	0(ゼロ)から学ぶ「日本史」講義 古代篇	9784163907710
7007837	0(ゼロ)から学ぶ「日本史」講義 中世篇	9784163910352
7007838	0(ゼロ)から学ぶ「日本史」講義 戦国・江戸篇	9784163912721
7007839	「全世界史」講義 I	9784103364726
7007840	「全世界史」講義 II	9784103364733
7007841	公害病認定高齢者とコンビナート	9784275021212
7007842	西洋アンティーク・ボードゲーム	9784863134973
7007843	微生物から公衆衛生まで、まるごと詰まった感染症総合 ASTの市中病院での進め方	9784498920217
7007844	実践!まちづくり学	9784903175898
7007845	またいつか歩きたい町	9784106022968
7007846	世界毒舌大辞典	9784469012224
7007847	地域づくりの経済学入門	9784880377117
7007848	超実践 Google 流資料作成術ワークショップ	9784534058263
7007849	その問題、数理モデルが解決します	9784860645687
7007850	その問題、やっぱり数理モデルが解決します	9784860646301

#### 編集後記

今年度最後の地研通信をお送りいたします。今号では、今年度に法経科に着任された照井先生に執筆していただきました。従来の公害事件とは異なり、不法行為が市場を通じてなされるという特徴を持つ市場媒介型集団訴訟の中で、特に建設アスベスト訴訟でも共同不法行為規定を(類推)適用できるのかという内容を紹介していただいています。

マスク着用が今年の3月13日から個人の判断となることが政府により決定され、新型コロナの感染症法上の位置付けも5月から5類となります。2020年から続いた新型コロナの流行に対して一つの区切りがつくこととなりますが、これが地域社会にどのような影響を与えたか、あるいは今後も与えていくのかについての研究を、これからも進めていく必要があると思われまふ。来年度も地域問題研究所をよろしくお願ひいたします。

(田添)